

成年後見人（保佐人， 補助人）等辞任許可の申立てについて

奈良家庭裁判所， 管内支部・出張所

1 はじめに

成年後見人等（保佐人， 補助人， 未成年後見人も含みます。）は， 正当な事由があるときには家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。

なお， 成年後見人等が辞任することによって， 成年後見人等が不在になるなど成年後見人等が辞任することによって， 新たに成年後見人等を選任する必要がある場合は， 成年後見人等選任の申立ても同時に行う必要があります。

2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙800円（申立書に貼付）
- 郵便切手……奈良地方・家庭裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/nara/>）から「裁判手続を利用する方へ」>「手続案内」>郵便切手等一覧の「成年後見等事件」のとおりご用意下さい。
- 登記手数料としての収入印紙1400円分（申立書に貼付しない， 未成年後見の場合は必要ありません）
- 被後見人等の戸籍事項証明書及び住民票又は戸籍附票（開始審判時から変更がある場合）
- 成年後見登記事項証明書（成年後見， 保佐及び補助の場合で， 開始審判時から登記事項に変更がある場合）

※ 事案の内容によっては， これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

以 上